

メディカルクリエーションふくしま 2026 出展規程

【申し込み方法】

出展申込フォームに必要事項をご入力の上、お申込みください。

【申し込み締め切り日】

申込締切日:2026年5月29日(金)まで

【契約の成立】

主催者からの申込受付メールの送信をもって、出展契約の成立とします。

※出展申込事項の内容は、必ず印刷する等、控えを保管してください。

出展申込が募集小間数を超えた場合は、出展小間数を調整、または出展申込を受諾できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【共同出展について】

共同出展を申し込む場合は、必ず取りまとめ窓口となる代表企業・団体の出展申込担当者を設定し、下記の事項を厳守ください。

- ・1小間あたりの共同出展者数は2者までとする。
- ・出展する全ての社名等を申込時に主催者に通知する。
- ・取りまとめ窓口となる代表の企業・団体出展申込担当者を設定できない場合は、共同出展としてのお取扱いはできません。

【出展料金の納付について】

(1)出展契約成立後、出展担当者宛てに請求書を送付します。(2026年7月下旬予定)

(2)請求書に記載の納入期日までに指定の銀行口座へ振り込みをお願いします。指定日までに入金を確認できない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。

(3)出展料金の振込手数料や重複入金等により主催者からの返金が生じた場合の振込手数料は、出展者にご負担いただきます。

【出展契約成立後の出展辞退・小間数の縮小】

(1)出展契約成立後の出展辞退または小間数の縮小は、出展者からの申し出に基づき主催者が決定します。

申し出先:メディカルクリエーションふくしま事務局
メールアドレス:mcf@fmdipa.or.jp

(2)主催者が出展者の出展辞退または小間数の縮小を認めた場合には、出展者は下記の通りのキャンセル料を支払うものとします。

<キャンセル料>

- ・5月30日～6月末日まで……………出展料金の30%
- ・7月1日～7月末日まで……………出展料金の50%
- ・8月1日以降……………出展料金の100%

【出展契約の解除】

主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、事前に催告または通知することなく出展契約を解除することができるものとします。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

・出展申込の内容や方法に虚偽または不正があると判明したとき。

・出展内容が本展示会の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断したとき。

・出展料金の全部または一部を支払わないとき。

・出展者が法令もしくは本規程に違反する行為、公序良俗に反する行為等を行い、または行うおそれがあると判明したとき。

・主催者の指示・指導に従わないとき。

・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用している者であることが判明したとき。

・出展者が自らまたは第三者を利用して、理由の如何にかかわらず、長時間の電話または同様の過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもって、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。

・上記のほか、本展示会の運営に著しい支障があると主催者が認めたとき。

【小間配置の決定について】

(1)小間配置は、次の①～③を勘案のうえ、出展分野カテゴリーに沿って主催者が決定いたします。出展場所指定プランをご利用の場合を除き小間配置のご希望は一切お受けできませんのでご了承ください。

①申込順 ②小間数 ③出展製品・内容

なお、小間配置決定後、所轄の消防署や保健所からの指導、出展キャンセル等の突発的事由によって、主催者が出展者の承認を得ないで小間配置等を変更することがあります。

(2)出展者は、小間配置もしくはその変更に対する異議申し立てまたは賠償請求等は行わないものとします。

【小間の転貸等の禁止】

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を、主催者の承諾なしに第三者に転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

【会場内の行為の制限】

(1)出展者は、通路、休憩所、本展示会場外等、自らの出展スペース以外の場所で展示・宣伝を行うことはできません。

(2)出展物の実演等は自由ですが、来場者や他の出展者に迷惑・危険を与えるおそれのある、音・光・熱・臭気を伴うものは実演できません。また、実演にあたっては自らの出展スペース内で行うものとし、隣接する小間や通路等にはみ出して実演を行うことはできません。

(3)出展物の押し売り販売や不当な価格表示等、ビジネス展示商談会としての本来の目的から逸脱する行為はできません。

(4)主催者が定める本規程を遵守できず、主催者の指示に従わない出展者に対しては、本年または次年度以降の出展をお断りすることがあります。また、納入された出展料金も返還しないものとします。

(5)出展者によるノベルティ等の配布については、内容・数量ともに特段の制限は設けません。ただし、調理行為を伴う飲食物の提供(加熱、調製、盛り付け等を含む)は禁止とします。個別に包装され、常温で保存可能な飲食物をそ

のままの状態を提供する行為は可能としますが、保健衛生上または安全管理上問題があると主催者が判断した場合には、提供の中止または内容の変更を求めることがあります。

【出展物の搬入・搬出と装飾の施工・撤去】

一般搬入日:9月30日(水) 9:00~17:00

搬出日:10月2日(金)16:00~20:00

※上記時間は予定であり、今後変更になる可能性があります。

(1)搬出時には、出展者は小間を原状回復したうえで、主催者に返還してください。出展者が原状回復を行わない場合、主催者が原状回復を行い、その費用は出展者にご負担いただきます。

(2)小間内で発生したゴミは、出展者にてお持ち帰りください。

(3)小間内に出品者が残置した物品がある場合は、主催者は任意にこれを処分することができ、その処分方法も主催者が決定します。その際の処分費用は出展者にご負担いただきます。

(4)終了時刻前の撤去作業は、場内の安全管理の観点から厳禁とします。

【管理保全】

(1)主催者は管理者として細心の注意を払って会場全般の管理・運営にあたりますが、各出展物および貴重品等の管理は、出展者が自己の責任と費用負担の下で行ってください。

(2)主催者は、出展物および貴重品の盗難、紛失、損傷、火災またはその他天災地変等を原因とする出展物の損害に対して一切の責任を負わないものとします。

(3)出展物の輸送・展示中の保護および盗難については、必要に応じて保険をかける等、適切な対策をお願いします。

【小間内対応について】

出展者およびその代理人は、会期中主催者が指定する出展者カードを着用のうえ、小間内に常駐し、来場者への対応および出展物の管理にあたるものとします。

【商取引について】

会期中に出展者、来場者等の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

【損害賠償】

出展者が他の出展者の小間や、主催者の運営設備または展示会場の設備、人身等に損害・被害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。

【消防・安全】

(1)消防関係法令に基づき、小間内で使用する装飾資材については、不燃物または防災加工品を使用してください。

(2)小間内に天井を設置する場合、所轄消防署の指導により、消防用設備の設置が必要となる場合があります。天井を設置する出展者は、設営書類に必要事項を記載のう

え、設営業者が指定する添付書類とあわせて提出してください。内容によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

消防用設備の設置が必要と判断された場合、その設置に係る費用は、出展者にご負担いただきます。

(3)火気・ガス・電気コンロ等の裸火は使用できません。

【展示会の中止】

主催者は天災等の不可抗力、感染症等の感染防止などの社会要請上やむを得ない理由により、展示会を中止することがあります。その際に生じた損害については、主催者は責任を負わないものとします。

【法的保護等】

本展示会における商談等に伴うトラブルについて、主催者は一切の責任を負わないものとします。

また、展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

【個人情報の取扱について】

(1)主催者が指定する各協力会社(展示会運営及び設営業務委託業者等)に対し、出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を開示する場合があります。

(2)出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および該当法令を遵守してください。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用してください。特に、第三者に提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体(提供元)から同意を取得してください。

【法令および規程等の遵守】

出展者は、各種法令および社会規範を出展契約の一部として、これを遵守するものとします。

また、出展者の責任の下で、自ら契約する設営・撤去業者等、協力会社にもこれを遵守させてください。

【運営への協力】

出展者は、主催者、来場者および他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

【その他】

本規程に定めのない事項については、出展者は、主催者に適宜確認し、その回答または要請等に従うものとします。